

## 適合証明(フラット35)料金表

令和7年4月1日改定  
株式会社 技研

- ・全て税込金額です。
- ・他の制度と同時検査を行えない現場検査には出張費が発生します。
- ・令和7年3月以前に着工している場合は、同年4月以後の設計検査申請分であっても旧料金となります。

### 新築住宅・賃貸住宅(一戸建て等)

表1(フラット35S申請の場合は、表1の料金に表2の料金を加算)

		設計検査	中間現場検査 <sup>※1</sup>	竣工現場検査 <sup>※1</sup>	合計	
					通常の手続き	中間省略
通常申請	当機関に確認申請した場合	11,000	16,500	16,500	44,000	27,500
	当機関以外に確認申請した場合	33,000	33,000	33,000	99,000	66,000
竣工済特例	当機関に確認申請した場合	16,500		22,000	38,500	
	当機関以外に確認申請した場合	44,000		33,000	77,000	

※1 建築基準法の検査と同時に行えない場合は「当機関以外に確認申請した場合」の料金とする。

表2(複数選択される場合は、S基準毎に加算)<sup>※2</sup>

		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	合計	
					通常の手続き	中間省略
ZEH 省エネルギー性	ZEH基準(BELS評価書によらない場合)	55,000	11,000	11,000	77,000	66,000
	ZEH基準(他機関のBELS評価書による場合)	22,000	11,000	11,000	44,000	33,000
	上記以外	11,000	5,500	5,500	22,000	16,500
耐震性	当機関で構造審査を実施した場合	5,500	5,500	5,500	16,500	11,000
	上記以外	16,500	5,500	5,500	27,500	22,000
バリアフリー性		33,000	11,000	11,000	55,000	44,000
耐久性・可変性		5,500	5,500	5,500	16,500	11,000

※2 証明書等(認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、長期優良住宅など)の提出による場合は表2の加算はありません。

### 新築住宅・賃貸住宅(共同建て)

表3

		設計検査	竣工現場検査	合計
当機関に確認申請した場合	棟当たり(20戸未満)	220,000	264,000	484,000
	戸当たり(20戸以上)	11,000	13,200	24,200
当機関以外に確認申請した場合	棟当たり(20戸未満)	330,000	440,000	770,000
	戸当たり(20戸以上)	16,500	22,000	38,500
当機関に住宅性能評価申請があり一定の基準を満たす場合 (フラット35登録マンションの場合に限る)			11,000	11,000

※3 住戸数が100戸を超える場合は別途見積りとなります。

- 注1 変更が発生した場合は5,500円/戸がかかります。  
 注2 再検査が発生した場合は14,300円/件がかかります。  
 注3 再発行が必要な場合は5,500円/戸がかかります。

中古住宅(フラット35・財形住宅融資)

表4(フラット35)

		設計図書有り	設計図書無し
一戸建て等	建築確認日が昭和56年5月31日以前	220,000	別途見積り
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	77,000	165,000
マンション	建築確認日が昭和56年5月31日以前	385,000	別途見積り
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	55,000	110,000
加算額			
維持保全型の利用「有」の場合 但し、弊社のインスペクション実施物件の場合は不要			5,500

表5(フラット35S)

		設計図書有り	設計図書無し
<b>金利Bプラン</b>			
一戸建て等	建築確認日が昭和56年5月31日以前	220,000	別途見積り
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	110,000	220,000
マンション	建築確認日が昭和56年5月31日以前	385,000	別途見積り
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	77,000	165,000
<b>金利Aプラン、ZEH</b>			
一戸建て等	建築確認日が昭和56年5月31日以前	275,000	別途見積り
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	165,000	別途見積り
マンション	建築確認日が昭和56年5月31日以前	385,000	別途見積り
	建築確認日が昭和56年6月1日以降	132,000	別途見積り
加算額			
維持保全型の利用「有」の場合 但し、弊社のインスペクション実施物件の場合は不要			5,500

中古住宅(フラット35リノベ)

表6

		事前確認	適合証明検査
一戸建て等	フラット35	66,000	99,000
	フラット35S (金利Bプラン)	77,000	99,000
	フラット35S (金利Aプラン)	132,000	99,000
	買取再販タイプ	132,000	
マンション	フラット35	44,000	99,000
	フラット35S (金利Bプラン)	55,000	99,000
	フラット35S (金利Aプラン)	110,000	99,000
	買取再販タイプ	132,000	
旧耐震物件で耐震評価を行う場合		330,000	

注1 再検査が発生した場合は14,300円/件がかかります。

注2 再発行が必要な場合は5,500円/戸がかかります。

注3 不明な点がある場合は必ず事前にご相談ください。

注4 現地検査にはエリアにより別途交通費が加算される場合があります。

## 出張費

表7

エリアⅠ	大阪府(府下全域) 兵庫県(神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、川西市、猪名川町) 京都府(京都市、向日市、長岡京市、城陽市、宇治市、久御山町、八幡市、大山崎町、精華町、木津川市、井手町、京田辺市) 奈良県(奈良市、生駒市、斑鳩町、平群町、三郷町、安堵町、王寺町、河合町、広陵町、上牧町、大和郡山市、香芝市、川西町、三宅町、大和高田市、田原本町、天理市)	発生しない
エリアⅡ	兵庫県(三田市) 奈良県(桜井市、橿原市、葛城市、御所市)	5,500
エリアⅢ	兵庫県(明石市、三木市、篠山市) 京都府(亀岡市、南山城村、京丹波町、南丹市、笠置町、和東町、宇治田原町) 奈良県(五條市、大淀町、吉野町、下市町、宇陀市、明日香村) 和歌山県(和歌山市、橋本市、九度山町、かつらぎ町、紀の川市、岩出市) 滋賀県(大津市、草津市)	11,000
エリアⅣ	兵庫県(稲美町、播磨町、加古川市、加西市、小野市、加東市、西脇市、高砂市、多可町、丹波市、淡路市、洲本市) 奈良県(曾爾村、御杖村、天川村、野迫川村、旧月ヶ瀬村、旧都祁村、山添村、黒滝村、東吉野村、川上村) 和歌山県(紀美野町、海南市、高野町) 滋賀県(近江八幡市、竜王町、甲賀市、湖南市、野洲市、栗東市、守山市)	22,000
エリアⅤ	上記エリアⅠ～Ⅳ以外の区域	33,000

## 手数料の徴収方法及び徴収時期

### 1.徴収方法

手数料は、受付した件数毎に現金での支払い又は振込入金によるものとする。(振込入金の場合は当機関指定の銀行口座とする。なお、振込手数料は申請者負担とする。)

但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込とする。

### 2.徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込による場合は検査申請のあった日より7日以内に当機関へ振込とする。(但し、掛売の場合は除く。)

## 新築住宅・賃貸住宅(共同建て)【設備等の未設置状態における適合証明書交付の場合】

表3-1

		竣工現場検査
当機関に住宅性能評価申請があり一定の基準を満たす場合 (フラット35登録マンションの場合に限る)	戸当たり	6,600

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴う建材・設備の部品供給の停止等への対応の取扱いです。

設備等設置後、登録マンションの手続きが別途必要となります。